

令和5年度私立幼稚園等緊急環境整備費補助事業
(新型コロナウイルス感染症対策) <令和5年10月31日時点> 概要

1 補助対象園

【令和5年7月1日から令和5年10月31日】の期間に新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園 (幼稚園型認定こども園も含む) の設置者

※学校法人以外の設置者も対象となります。

※幼保連携型認定こども園は対象外です。

2 補助対象期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

※ただし、令和5年7月1日から令和5年10月31日までに感染者や濃厚接触者が発生し、発生と対策との因果関係が説明できる費用のみが対象となります。

補助対象経費は感染者や濃厚接触者が発生した後に要した経費が補助対象となり、感染者や濃厚接触者が発生する前に生じた経費は対象外となります。

※補助対象期間内に、注文、納品、支払まで行ったもののみ補助対象となります。

3 補助対象経費

(1) 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費 (消毒作業に必要なもの等)、保健衛生用品 (消耗品及び備品) の購入に要する経費

<補助対象となる保健衛生用品の例>

- ア 子供・教職員用マスク、透明マスク、消毒液、ペーパータオル等の消耗品
- イ 空気清浄機、サーキュレーター、CO2 モニター等の備品

※保健衛生用品ではない備品は補助対象外です。

例) パソコン、タブレット、机、いす等

(2) 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続することに伴う業務量の増に係る経費 (人件費 (ただし、手当などの人件費は預かり保育を実施したことにかかる経費に限る)、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等)

<対象となるかかり増し経費の例>

- ア 子どもの居場所確保の観点から預かり保育に関して教職員が業務時間外に行う消毒等に要する経費等 (通常想定していない感染症対策の業務への手当)

裏面もご確認ください

- イ 消毒・清掃作業等の外部委託費
- ウ 家庭訪問等実施のための交通費
- エ 家庭との連絡や保護者等からの問合せ対応のため、電話機等のリース料や増加した分の通信費
- オ 臨時休業中や分散登園等により作成する家庭用動画や教材等に要する経費
- カ 感染症対策の研修受講に要する経費
- キ 感染症対策を徹底するために必要不可欠な検査費

4 補助基準額等

(1) 補助対象経費上限額 : 認可定員 (R4.5.1 時点) に応じた下記に示す額

- ・ 認可定員 19 人以下 1 施設あたり 300 千円
- ・ 認可定員 20 人以上 59 人以下 1 施設あたり 400 千円
- ・ 認可定員 60 人以上 1 施設あたり 500 千円

ただし、<令和5年6月30日時点>交付決定額と今回の申請額との合計が上限額を超えることはできません。

(2) 補助率

10/10 (補助対象経費上限額内で全額を補助)

ただし、当事業は予算の範囲内で実施します。補助希望が多い場合は、選定条件に合致している場合であっても、圧縮率がかかり、補助額が減額される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 留意事項

(1) 令和5年7月1日から令和5年10月31日までに感染者や濃厚接触者が発生し、発生と対策との因果関係が説明できる費用のみが対象となります。(因果関係が説明できる期間はおおむね1ヶ月以内を目安とします。)

補助対象経費は感染者や濃厚接触者が発生した後に要した経費が補助対象となり、感染者や濃厚接触者が発生する前に生じた経費は対象外となります。

(2) 他の補助事業を活用して購入する保健衛生用品は補助対象外です。

(3) 県で販売業者を紹介することはできかねます。

(4) 感染者や濃厚接触者が発生したことを証する書類の提出が必要となります。

※感染者や濃厚接触者が発生したことを証する書類の例

- ①園児の出席簿 (感染や濃厚接触により欠席したと分かるようにしてください)
- ②感染者等が発生したことを保護者に周知したメールの写し (任意形式)
- ③臨時休業実施報告書 (私立学校関係事務の手引き 様式 17-4)